

文化資料室ニュース

第17号 2012年7月・札幌市文化資料室発行

所蔵資料紹介

大通の火防線への変貌 (総務局行政部文化資料室 榎本 洋介)

明治30年に発行され、初めて札幌の歴史を編んだ『札幌沿革史』では、その付図に「明治四年及明治五年札幌市街之図」がある。それには大通のところに「火防線」と明記しており、この頃に大通は「火防線」として位置づけられていたことがわかる。しかしこの図は、以前から指摘されている通り、『札幌沿革史』を編纂する際に作成されたもので、付図の名称である明治4、5年に作成されたものではない。

明治11年と12年に函館で大火があり、開拓長官の黒田清隆が焼け跡の市区改正（市街地の改造）を指示した。同様に人口が増えたため無計画に市街地が広がっていた小樽にも市区改正を指示した。調査の結果小樽市街新栄町や入舟町などと高島郡色内手宮両村に道路幅を拡張し火防線を設けることにした。その理由は、「民産保護該地繁栄ノ基ニシテ火災予防上緊要ノ舉ニ有之」というものであった。たまたま14年に芝居町から出火し11町500戸余を焼失させた。その焼失地域から市区改正を行い、15年1月竣工した。拡幅する道路の幅は明確に数字で記されていないが、図中の凡例に「道路改正見込巾七間」とあることから幅を7間としていたようだ（以上『開拓使事業報告』第一編地理測量、北海道立文書館『小樽市街道路改正ニ付』A4/318）。また余市市街にも同様の指示が出されたようで「火除ノ為メ街線を広メ」ようとした。その位置や広さについて伺書の付属図では、市街地の図中にすでに10間幅となっている道路には指示はなく、4本の道路に「火防ノ為メ幅10間ニ広（ロ）メ」と指示がある（『諸課文移録』道文3859）。こう見ると、小樽や余市では火防線を7～10間程度に見込んでいたようだ。

札幌でも13年から市街区画改正の測量が始まるが、西6丁目以西や南7条の区画設定であった

り、いびつな形をした区画の改正であった（『札幌県治類典』道文8062）。その時には火防線（帯）や火除地を設定するという言葉は見当たらない。この頃札幌の市区改正には、小樽や余市のように市街地発展を阻害する火災の予防という課題は、前面には出ていなかったことになる。開拓使の公文書の中に札幌に火防線（帯）や火除地が登場するのは、明治10年5月に豊平橋の東西にそれぞれ20間と25間を火除地とするので私有地に割渡さないようにしたいという伺である。当時の主任官である調所広丈の印が捺されているのでそのまま決裁がおりたものである（『取裁録』道文2016）。その他の防火対策としては胆振川などを利用して水溜を準備しておくなどもあった（『長官伺書録』道文2424）。水溜桶については明治4年の写真に官宅の前に置かれているので、庶民の方は分からないが、官宅地の方は恐らく街づくりの初めから用意するものであったのだろう。

この後、札幌市街地は札幌区と呼ばれるようになり、明治15年9,001人、20年13,534人、30年35,306人というように、人口が急増していく（『新札幌市史』第8巻Ⅱ統計編）。明治20年に消防組の演習を大通西三丁目火除地で行うという新聞記事がある（『北海新聞』明治20年5月6日、31日）。明治25年札幌は未曾有の大火に見舞われ、887戸が焼失した。明治20年代には、大通の利用について市民の間で論議され、貸下げや払下げの願いが出される。それに対して管理者である北海道庁は、大通を火防線（帯）と位置づけ、個人の利用に供するようなことは制限されていく（例えば『北海道毎日新聞』明治25年3月18日。その他多数）。

それまで大通を火防線（帯）とすることについて考慮されてこなかったのだろうか。先の小樽や余市の市街地に設定された火防線は7間や10間

であったが、札幌市中の道路幅は表通りが11間で中通が6間である。表通りが既に他の市街地の火防線より広いのである。まだ人口が多くなかった札幌では、大通に火防線の役割を与える必要がなかったのではなかろうか。さらに大通以北は官地といわれ、役所や学校、役人の官宅がまばらに建ち並ぶだけで、商店や住宅が密集する大通以南とは様相を異にしていた。明治9年に官宅を開拓使の役人等に払下げ、民有地への道が開かれたが、明治20年代にはまだ住宅が密集するほどにはなっていなかった。ところが10年代半ばから人口が増加し始め、20年代には急増していく。そのため、素掘り便所や下水から汚水が地下へ浸透して飲み水である地下水を汚染させるという問題が発生し、またゴミ捨て場を大通に設置しなければならなくなり、さらに冬にも除雪を義務づけて都市機能を維持する対策をとらなければならなくなるなど、現在でいう都市問題が起こってきた。その明治25年に起こった大火は、人口急増中のこの時期、さまざまな都市問題の中から大通を火防帯に位置づけることのきっかけとなったと考えられる。

では、明治2年島義勇が都市札幌を造り始めた時、さらにその後明治4年岩村通俊が主任官の時代にも、大通となる空間が設定されたのは、なぜ

だろうか。島の計画図(北海道大学附属図書館)、明治4年の計画図である『札幌区劃図』(同)には、大通の南端に大門が設置されており、その大門は明治4年に写真家田本研造が撮影した写真にも写っている。南端に大門を設置し、その北側に広い空閑地を配置したのは、やはり近世の城下町のように武家と町人地を区分けする空間と大門と考えるのが妥当である。さらに軍事的な意味合いでは、島の計画図には空閑地に2列の土居(城壁)が設定されることになっており、お堀と同様な防衛的空閑地だったと考えられる。しかしこのことは、その空間が広い空間であったが故に併せ持つであろう火防帯としての性格を完全否定するものではない。

島義勇の計画図では本庁敷地前にも42間の空間を設置し、実際に開拓使本庁舎を建てた際の敷地周辺には20間巾の空間を道路として設置していた。これは、近世の江戸において江戸城周囲に幾重にもあった堀が江戸城、武家地、庶民地を区分する空間でもあったことを、模式図化したもののようにも見える。そして人口が増加してくることで、その空間は火除地や広小路・防火堤として空間を広げながら火防線(帯)の役割も有するようになった。札幌も江戸と同様の歴史を歩んだことになる。

郷土史相談室だより⑭ 昭和30・40年代のごみ収集と「ちゅう芥袋」

先日、閲覧室を利用していた方から、札幌市清掃部の「ちゅう芥袋」と書かれた家庭ごみ収集袋を見せていただきました。今回はこの袋を糸口に、市民生活と関わりの深いごみ収集について、公文書を中心に調べてみました。

昭和20年代の収集方法は、各戸や共同ごみ箱への個別収集で、市民は世帯ごとの人数と建物面積から算定した等級により、手数料を負担していました。これに対し、37年4月に市の一部で、排出量に応じて料金を徴収する従量制が導入されます。これは市民が収集車の到着に合わせてごみを持ち寄り、その場で計量して、購入しておいた処理券と引換えに係員に手渡すという方法でし

た(翌年に全市へ対象範囲拡大)。しかし、持ち寄りへの不満や、全国的な一般家庭ごみ無料化の高まりから、46年には決められた時間・場所に処理券を添付したごみ袋を出し、収集するステー



処理券と引換えに収集

ション方式へと変更されます。あわせて手数料無料化が検討され、翌

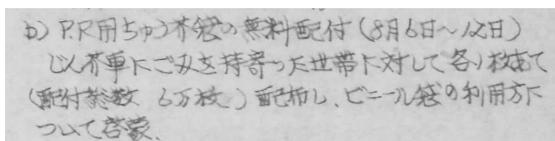
47年に実施されました。そして、再度ごみ収集が有料化されたのが、皆さんの記憶にも新しい平成

21年のことです。

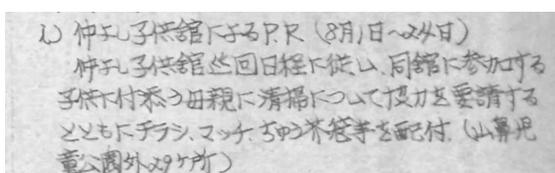
さて、そこで今回のごみ収集袋です。所蔵者からは「昭和30～40年代の有料収集のときに使用していた」と説明されたので、従量制時代の公文書や行政資料を調べてみました。

すると従量制導入の翌年、38年『清掃事業概要』に「分譲品」の表があり、そこに「厨芥入れビニール袋」がありました。「ちゅう（厨）芥」とは台所から出る生ごみを指しています。また分譲品とは、市が価格の一部を助成して市民への普及をはかる目的で頒布する品物で、ほかにも鉄製の容器や簡易焼却炉などが取り扱われていました。表によれば、この年度の分譲数は10万枚で、頒布価格が1枚2円（市の購入額が2円60銭・助成金60銭分）とありました。生ごみは収集作業や焼却を困難にするため、その衛生的な収集方法を普及させることは当時の課題でした。今回の「ちゅう芥袋」は、これにあたるものと考えられます。

さらに調べると、このごみ袋が市の清掃事業PRに利用されていた記述が見つかりました。昭和30～40年代、市清掃部では春・秋の大掃除、美化週間などの普及活動を行っていましたが、この袋が主に用いられたのは、8月の清掃強化月間でした。下に示したのは41年の強化月間の事業報告のうち、ちゅう芥袋の配布が行われたことを示す部分です。「PR用ちゅう芥袋の無料配布」は、8月6～12日に限って、収集に際し、ごみを持ち寄った世帯に各1枚ずつ配布し、下の写真にあるように「ビニール袋の利用方について啓蒙」（原文のまま引用）したとあります。また、仲よし子供館の巡回事業に際しても「子供に付添う母親」へ協力を要請するとともに、チラシなどとあわせて配布しています。この無料配布は、判明する範囲で38年から44年まで毎年実施されました。そ



2) PR用ちゅう芥袋の無料配布(8月6日～12日)
以不單にごみを持ち寄った世帯に対して各1枚ずつ
(合計枚数 6万枚) 配布し、ビニール袋の利用方
について啓蒙。



1) 仲よし子供館に於けるPR(8月11日～24日)
仲よし子供館巡回日程に従い、同館に参加する
子供に付添う母親に清掃について協力要請する
とともにチラシ、マッチ、ちゅう芥袋等を配布。(山形県
童公園外2ヶ所)

の枚数は、38年と39年が10万枚、44年には収集対象全世帯へ26万枚以上が配布されています。38年は先ほどの分譲品として計上された枚数と同じで、そうなると分譲品として提供予定だったちゅう芥袋も、普及活動の一環として、無料で市民に提供された部分が大きかったと考えることもできます。配布をうけた市民の多くも、喜んで衛生的なPR用ちゅう芥袋を利用したのではないのでしょうか。

また、袋の表面に「ちゅう芥は、ポリ袋に入れて清掃車に出しましょう。ハエもつかずニオイもせず衛生的です。」と印刷があります。強化月間の目的には「夏期間の環境衛生に対する市民の認識を高めるとともに各種疾病を予防する」ことが挙げられていました。この記述からは、公衆衛生の意味合いが強かった当時の事業PRとして、この袋が活用されていたことがうかがえます。リサイクルを意識して、外国語を含んだ分別方法の注意書きのある、現在の指定ごみ袋とは対照的です。

今回はひとつのごみ収集袋を糸口に、所蔵する公文書や行政刊行物を用いて、いつごろの、どのような品物か、市民のくらしや市政にどのように使われていたのか調べてみました。ここで紹介したのは、当時のごみ処理事業の一側面にすぎません。公文書には、この事業だけでも、ほかに制度の改善・新規導入の検討や、市民への広報・普及など、さまざまな過程が記述されています。記録には事業の市政上の役割や目的、市民生活との関わりなど、「生」の姿があらわれます。そして、そうした記録を読むという経験は、臨場感をもって事業のしくみや市民生活の様子を知ることにつながるのではないかと考えています。

現在、文化資料室は、札幌市公文書館として新たな活動を始めるため休館し、準備を進めていますが、開館後は新たに多くの公文書や行政資料を提供できる予定です。その際には、こうした記録を実際に手に取って読んでいただき、より深く札幌を知る、考える場として活用していただきたいと思います。

(郷土史相談員 秋山 淳子)



例年、当室では、「古文書講座」など所蔵資料を活用した各種講座を開催してきましたが、今年度は改修工事による仮移転のため所蔵資料を使用出来ず、例年通りの開催が困難です。

今年度は、各種講座は全て休止し、子ども向け講座「札幌の歴史探検」の特別版「夏休み子ども歴史教室」1回のみで開催となりますので、楽しみにして下さっていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

- 日時 平成24年7月30日(月)
9時30分から16時(12時から13時まで昼食休憩)
- 対象 小学4年生から中学生
- 定員 20名(応募者多数の場合は抽選)
- 講師 事務職員 榎本 洋介、北海道立文書館職員
- 内容 午前と午後の二部制。



午前の部では、札幌の歴史を学ぶことのできる市内中心部の施設を講師とともに巡ります。午後の部では、北海道立文書館にて、書庫見学や古文書について学習します。

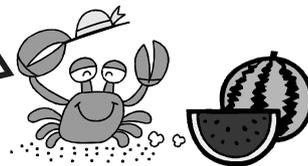
(午前の部 スケジュール)

・見学コース 札幌市役所本庁舎1階ロビー集合⇒時計台⇒かでの2・7(北海道立アイヌ総合センター展示)⇒赤れんが庁舎(道立文書館・開拓記念館・樺太資料館)

- その他 見学する施設はどの施設も中学生以下の入場料は無料です。昼食は各自でご用意下さい。



申込は、電話かEメールで下記の宛先までお申し込み下さい。平成24年7月19日(必着)までにお願ひします。(Eメールの場合は、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、学校名、学年をご記入ください。)
(※抽選結果は、7/25までにお知らせいたします。)



札幌市文化資料室は現在休館中です

札幌市文化資料室は、来年度の公文書館開設に向けた改修工事のため、平成24年5月21日(月)から平成25年3月末まで一時休館しております。休館中は館内で行っている郷土史相談やホームページ上で公開している「所蔵資料閲覧検索システム」など全てのサービスも休止しております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
※休館中は、休止前に既に撮影した当室所蔵資料データの使用許可申請についてのお問い合わせのみ、随時受け付けいたします。

【お問い合わせ先】

札幌市文化資料室(平成24年6月より札幌市役所本庁舎8階に一時仮移転しております。)

電話:(011)521-0205 FAX:(011)521-0210

受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)



さっぽろ市
03-B01-12-687
24-9-254